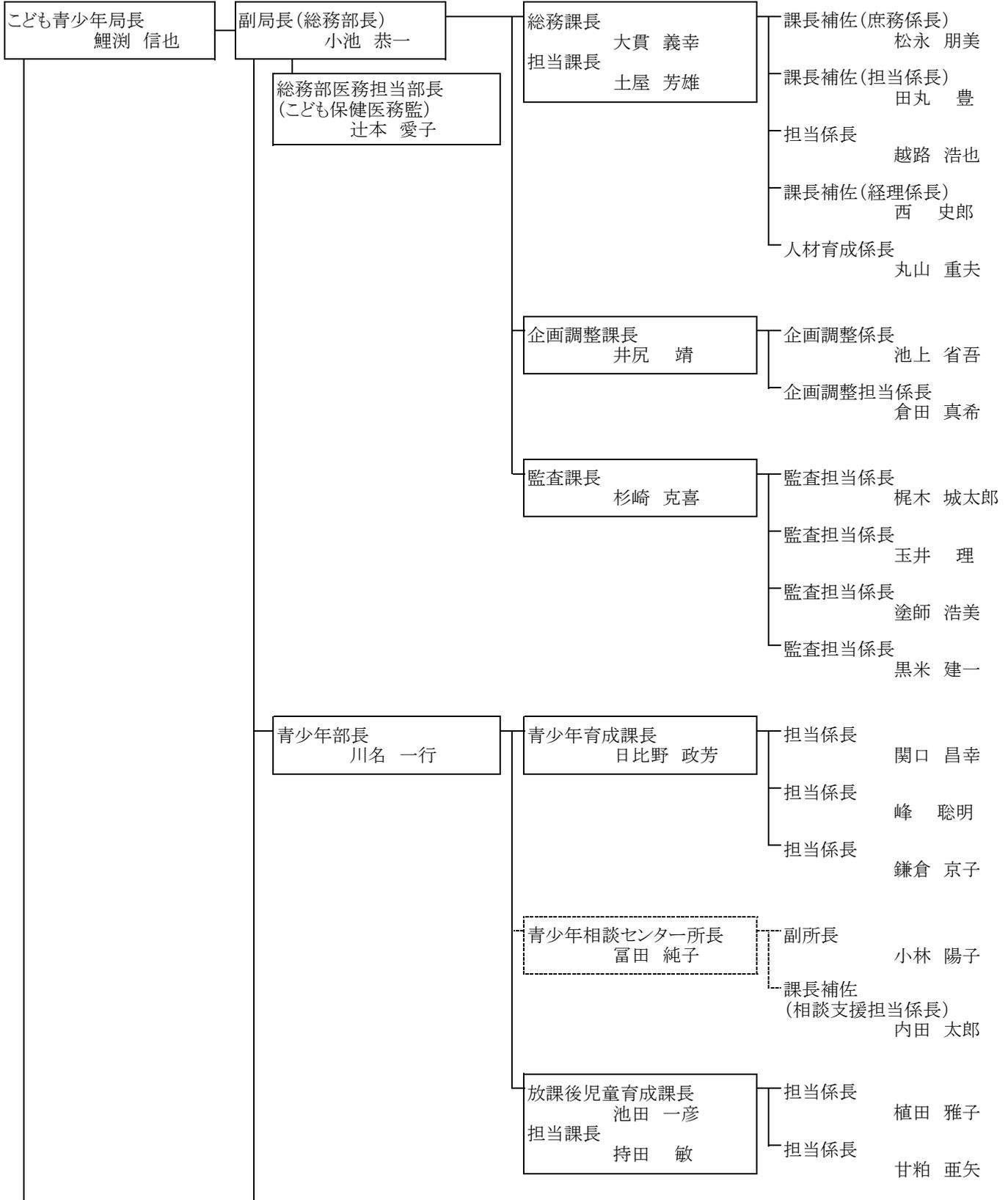


機構及び事務分掌

(平成 23 年 5 月)

こども青少年局

こども青少年局機構図(平成23年5月19日現在)

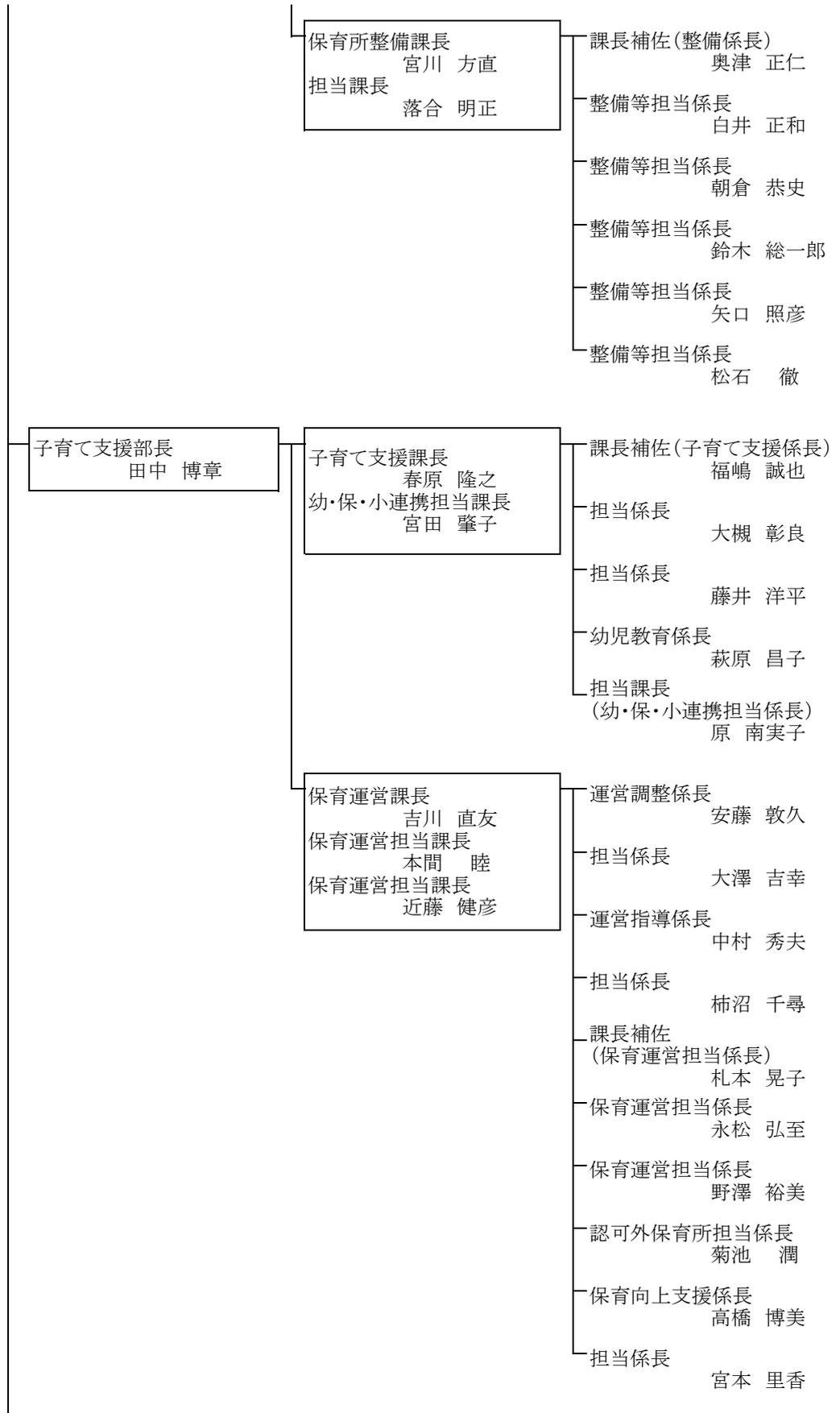


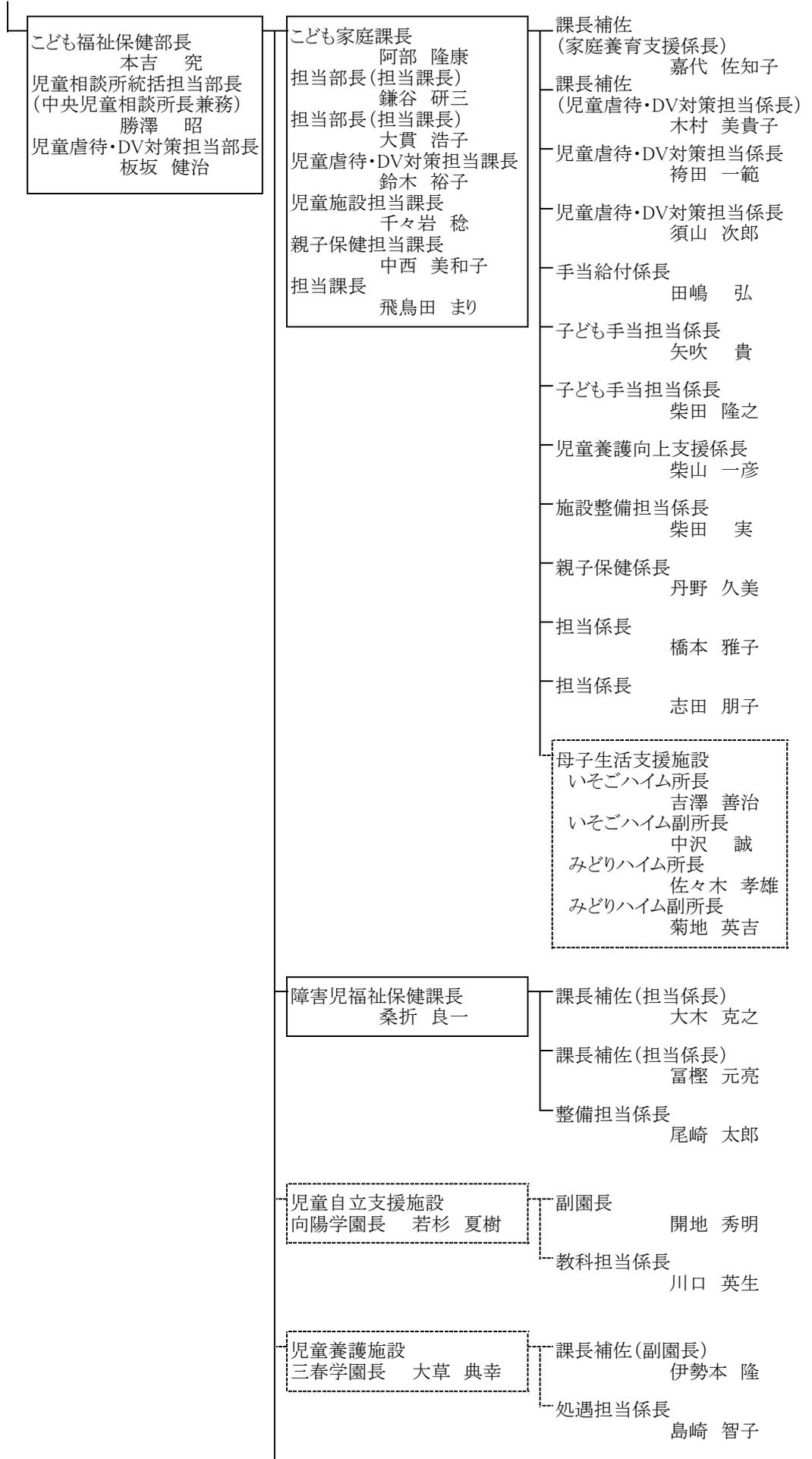
緊急保育対策室長
鈴木 猛史

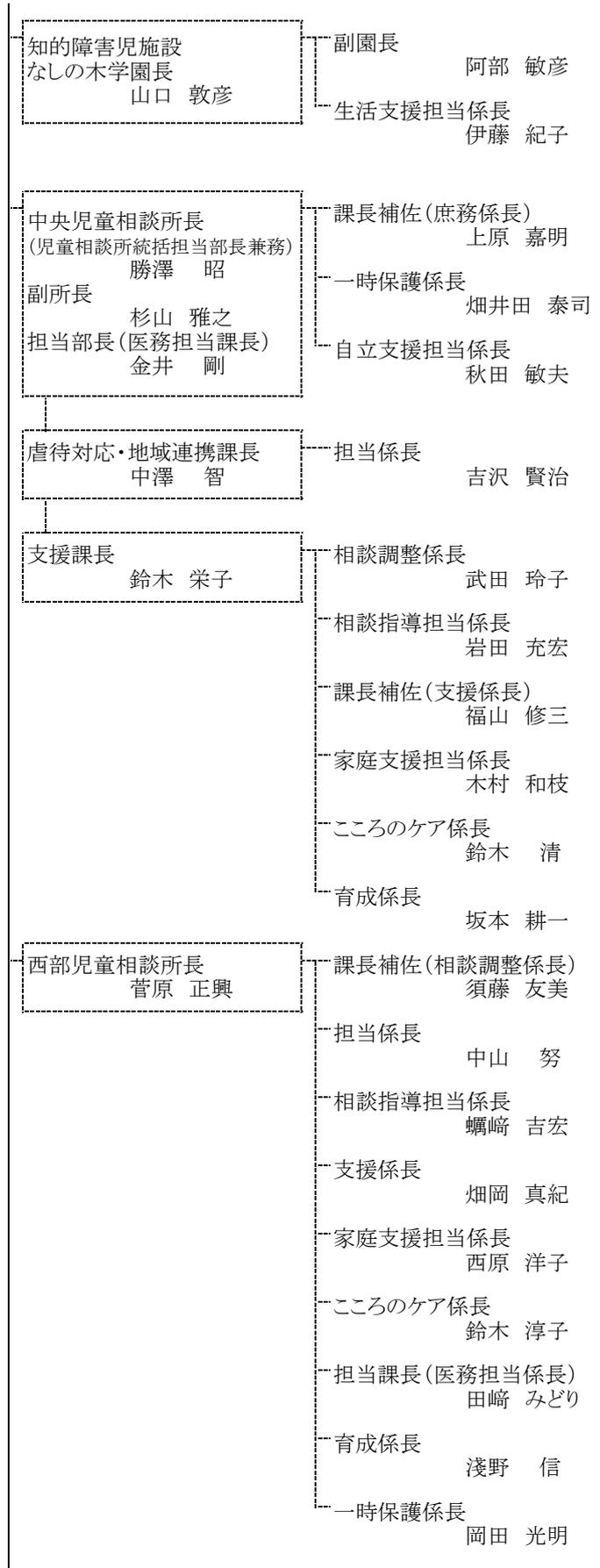
緊急保育対策部長
三上 章彦

緊急保育対策課長
伊東 裕子
担当課長
小林 謙一
担当課長
佐藤 英一

緊急保育対策係長
田中 礼子
担当係長
安形 和倫
担当係長
船戸 一将
担当係長
白石 亜紀子
担当係長
高岡 昭人
担当係長
(鶴見区兼務)
八木 慶子
担当係長
(神奈川区兼務)
高田 裕子
担当係長
(西区兼務)
櫻井 正成
担当係長
(中区兼務)
遠藤 和宏
担当係長
(南区兼務)
山口 真
担当係長
(港南区兼務)
山崎 信吾
担当係長
(保土ヶ谷区兼務)
北村 尚美
担当係長
(旭区兼務)
齋藤 淳一
担当係長
(磯子区兼務)
磯貝 俊介
担当係長
(金沢区兼務)
城石 健
担当係長
(港北区兼務)
廣瀬 綾子
担当係長
(緑区兼務)
樋口 久美
担当係長
(青葉区兼務)
稲垣 崇之
担当係長
(都筑区兼務)
花摘 梢子
担当係長
(戸塚区兼務)
松本 圭市
担当係長
(栄区兼務)
宮島 大輔
担当係長
(泉区兼務)
岩崎 健
担当係長
(瀬谷区兼務)
小林 真紀







南部児童相談所長 清水 孝教 一時保護所担当課長 的場 剛	課長補佐(相談調整係長)	金澤 直樹
	担当係長	岩田 聡
	相談指導担当係長	坂 清隆
	支援係長	原 彰彦
	家庭支援担当係長	足立 由紀子
	こころのケア係長	笠井 章
	医務担当係長	田口 めぐみ
	育成係長	高橋 智一
	一時保護係長	関 博之
	北部児童相談所長 守田 洋	課長補佐(相談調整係長)
相談指導担当係長		吉田 真樹
課長補佐(支援係長)		川尻 基晴
家庭支援担当係長		木村 知香枝
こころのケア係長		林 覚
医務担当係長		渡邊 由佳
育成係長		笹目 久美子
課長補佐(一時保護係長)		高添 純二

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の室、部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の室、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 横浜市青少年問題協議会に関すること。
- 4 青少年育成団体に関すること。
- 5 青少年指導員に関すること。
- 6 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 7 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 8 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

緊急保育対策室

緊急保育対策部

緊急保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 部内他の課、係の主管に属しないこと。

保育所整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育の調査研究に関すること。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること。
- 5 その他幼児教育に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 私立の保育所の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 4 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 5 家庭保育福祉員の認定等に関すること。
- 6 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関すること。
- 2 保育所等の第三者評価に関すること。
- 3 保育所等の給食指導に関すること。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関すること。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関すること。
- 2 母子福祉に関すること（特別乗車券に関するものを除く。）。
- 3 寡婦福祉に関すること。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 6 母子寡婦福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 7 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 8 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 9 児童相談所との連絡調整に関すること。
- 10 女性に係る福祉の調整に関すること（市民局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。

- 11 女性福祉相談に関する事。
- 12 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当及び児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

児童養護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び児童福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。
- 7 市立の児童福祉施設の運営管理に関する事。
- 8 里親の認定及び登録に関する事。
- 9 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関する事。
- 10 その他児童の養護に関する事。

親子保健係

- 1 母子保健に関する事。
- 2 母子の歯科保健に関する事。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関する事。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関する事。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関する事（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関する事。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関する事。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（知的障害児施設、肢体不自由児施設等の心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」とい

- う。)に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。)の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 障害児福祉施設及び障害児福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
 - 6 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関する事。
 - 7 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関する事。
 - 8 特別児童扶養手当に関する事。
 - 9 身体障害者等に対する奨学金の支給に関する事。
 - 10 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関する事。
 - 11 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関する事。
 - 12 障害児に係る支援費制度及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関する事。
 - 13 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関する事。
 - 14 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
 - 15 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関する事。
 - 16 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
 - 17 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関する事。

平成 23 年 度

事業概要

こども青少年局

10	幼児教育事業	15
	○私立幼稚園就園奨励補助事業 <拡充> ○私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充> ○私立幼稚園補助事業	○私立幼稚園等障害児教育費補助事業 ○私立幼稚園施設整備費補助事業 ○幼児教育研修・交流等事業
11	放課後の居場所づくり	16
	○放課後児童育成事業<拡充>	○プレイパーク支援事業<拡充>
12	青少年育成施策の推進	17
	○青少年の健全育成 ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○青少年の地域活動拠点事業
13	困難を抱える若者の自立支援の充実	18
	○横浜市子ども・若者支援協議会の運営 ○青少年相談センターにおける 相談・支援事業<拡充> ○若者サポートステーション事業	○地域ユースプラザ事業 ○よこはま型若者自立塾事業 ○若者雇用促進事業
14	地域療育センター関係事業	19
	○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業	○地域療育センター運営事業 (児童デイサービス分) <拡充>
15	学齢障害児への支援	20
	○障害児居場所づくり事業<拡充>	○学齢障害児支援事業(学齢後期)
16	障害児施設及び利用者への支援の充実	21
	○障害児施設利用者負担助成事業 ○障害児施設給付費	○障害児施設措置費 ○民間障害児施設運営費助成事業
17	障害児施設の整備	22
	○地域療育センターの整備	○重症心身障害児施設の整備
18	児童虐待防止への取組の充実	23
	○児童相談所の運営と機能強化<拡充> ○北部児童相談所一時保護所の整備<新規> ○家庭訪問の充実<拡充> ○子ども・家庭支援相談事業の充実<拡充>	○母子保健事業の充実<拡充> ○保育所での見守り強化<新規> ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○児童虐待防止啓発地域連携事業 <拡充>
19	児童養護施設等における家庭的支援の充実	25
	○児童養護施設等の整備 ○里親推進事業 ○ファミリーホーム事業<拡充>	○自立援助ホーム事業 ○養育家庭支援機能の強化<拡充>
20	ひとり親支援・DV対策事業	26
	○ひとり親家庭等の自立支援<拡充>	○DV被害者等対策事業<拡充>
21	子ども手当	27
	○子ども手当<拡充>	
22	児童扶養手当等	28
	○児童扶養手当	○特別乗車券の交付
23	母子寡婦福祉資金貸付事業(母子寡婦福祉資金会計)	28

平成23年度子ども青少年局予算について

急激な少子化の進展と先行き不透明な社会経済状況の変化の中、本市では「横浜市中期4か年計画」を策定し、未来を担う子どもを安心して産み、育てるための環境を目指した「子育て安心社会の実現」を基本施策の一つとして掲げました。また「かがやけ横浜子ども青少年プラン」後期計画の2年目の年となり、より一層の着実な推進を図る必要があります。

平成23年度は、中期4か年計画を実行に移す実質1年目の年となります。

子ども青少年局の平成23年度予算では、「安心して子どもを産み育てられる横浜」「子どもや青少年の育ちを社会全体で支え、子どもや青少年が生き活きと暮らせる横浜」の実現を目指して、新規・拡充事業を積極的に計上し、ライフステージを縦断し、施策分野を横断する施策展開を実行していきます。

特に、緊急的な状況への迅速な取組みとして、保育所待機児童がかつてないほど増え続けている中、平成25年4月の保育所待機児童ゼロを目指した「保育所待機児童対策」及び、本市における児童虐待事件を受けての「児童虐待対策プロジェクト」での検討を踏まえた「児童虐待対策」を重点事業と位置付け、その目標達成に向けて積極的に取り組みます。

分野横断

◆次世代育成支援行動計画の推進・子どもを大切にする機運の醸成【P.5】

- ・行動計画推進協議会の開催
- ・後期計画の周知
- ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ・子どもの事故予防啓発推進事業

◆子育て環境の整備

◇妊娠から産後までの途切れのない支援の充実【P.6】

- ・妊婦健康診査事業【拡充】
- ・先天性代謝異常症等検査事業【拡充】
- ・養育支援事業【拡充】
- ・不妊相談・治療費助成事業【拡充】

◇保育所整備事業等【P.11】

- ・保育所整備【拡充】
- ・老朽改築【拡充】

◇保育所待機児童解消への取組【P.7】

- ・保育所整備【拡充】
- ・横浜保育室整備費・運営費助成【拡充】
- ・家庭的な保育の運営【拡充】
- ・通園利便性の向上【拡充】
- ・市立保育所の更なる活用【拡充】
- ・一時預かりの拡充【拡充】
- ・私立幼稚園預かり保育の拡充【拡充】
- ・事業所内保育施設の設置促進【拡充】
- ・保育コンシェルジュの設置【新規】

◇地域における子育て支援の充実【P.9】

- ・地域子育て支援拠点設置事業【拡充】
- ・親と子のつどいの広場事業【拡充】
- ・子育て支援者事業【拡充】
- ・横浜子育てサポートシステム事業【拡充】
- ・乳幼児一時預かり事業【拡充】
- ・子育て家庭応援事業

◇保育運営事業 ◇多様な保育ニーズへの対応 ◇横浜保育室助成・家庭保育事業等【P.12～P.14】

- ・障害児保育【拡充】
- ・病児・病後児保育
- ・一時保育【拡充】
- ・横浜保育室助成事業【拡充】
- ・家庭的保育の運営【拡充】

◇幼児教育事業【P.15】

- ・私立幼稚園就園奨励補助事業【拡充】
- ・私立幼稚園預かり保育補助事業【拡充】

◆児童の健全育成のための経済的支援

◇こども手当 ◇児童扶養手当 ◇母子寡婦福祉資金貸付事業【P.27～P.28】

- ・子ども手当【拡充】
- ・児童扶養手当
- ・特別乗車券の交付

◆放課後の居場所づくり【P.16】

◇放課後の居場所づくり

- ・放課後キッズクラブ事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・はまっ子ふれあいスクール事業
- ・プレイパーク支援事業

◆青少年育成施策の推進

◇青少年育成施策の推進【P.17】

- ・青少年の健全育成
- ・青少年育成に携わる団体等の支援
- ・青少年関係施設の運営等
- ・青少年の地域活動拠点事業

◇困難を抱える若者の自立支援の充実【P.18】

- ・横浜市子ども・若者支援協議会の運営
- ・青少年相談センターにおける相談・支援事業【拡充】
- ・若者サポートステーション事業
- ・地域コースプラザ事業
- ・よこはま型若者自立塾事業
- ・若者雇用促進事業

妊娠期

乳児期

幼児期

ライフステージ縦断

学齢期

青少年期

<2つの重点事業>

① 保育所待機児童対策

昨今の経済状況を踏まえた女性の就労意欲の高まりによって、保育所利用希望者が増加したことなどを背景に、本市の保育所待機児童は増加しています。平成25年4月の待機児童解消という目標に向かって、保育所整備による定員増や既存施設の受け入れ枠の拡大、私立幼稚園預かり保育の拡充などを引き続き進めます。また、多様な働き方に対応した一時預かりの拡充や、サービス需給のミスマッチ解消に向けた保育コンシェルジュの配置などの取組みを推進します。

② 児童虐待対策

本市の児童相談所が対応している「児童虐待対応件数」は過去最高水準を記録しており、児童虐待防止は解決しなければならない喫緊の課題です。児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止のための取組みを強化し、子育てに不安や孤立感を抱える養育者への対応や、不適切養育、虐待事例に対して、適切に判断し、適切な支援が可能となるような人材育成の充実を図るとともに、北部児童相談所に一時保護所を整備するなどの取組みを推進します。

◆障害児とその家族への生活支援の充実

◇地域療育センター関係事業【P. 19】

- ・地域療育センター運営事業
- ・地域療育センター学校支援事業
- ・地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）【拡充】

◇学齢障害児への支援【P. 20】

- ・障害児居場所づくり事業【拡充】
- ・学齢障害児支援事業（学齢後期）

◇障害児施設及び利用者への支援の充実【P. 21】

- ・障害児施設利用者負担助成事業
- ・障害児施設給付費
- ・障害児施設措置費
- ・民間障害児施設運営費助成事業

◇障害児施設の整備【P. 22】

- ・地域療育センターの整備
- ・重症心身障害児施設の整備

◆児童虐待防止への取組の充実

◇児童虐待防止への取組の充実【P. 23】

- ・児童相談所の運営と機能強化【拡充】
- ・児童虐待防止啓発地域連携事業【拡充】
- ・北部児童相談所一時保護所の整備【新規】
- ・保育所での見守り強化【新規】
- ・子ども・家庭支援相談事業の充実【拡充】
- ・母子保健事業の充実【拡充】
- ・養育家庭支援機能の強化【拡充】

◇児童養護施設等における家庭的支援の充実【P. 25】

- ・児童養護施設等の整備
- ・里親推進事業
- ・ファミリーホーム事業【拡充】
- ・自立援助ホーム事業
- ・養育家庭支援機能の強化【拡充】

◆ひとり親家庭等の自立支援への対応の強化

◇ひとり親支援・DV対策事業【P. 26】

- ・ひとり親家庭等の自立支援【拡充】
- ・DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実【拡充】
- ・母子生活支援施設緊急一時保護事業
- ・女性緊急一時保護施設補助事業
- ・児童扶養手当支給事業

平成23年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	218,652,917	196,601,851	22,051,066	11.2	
青少年費	19,693,598	19,197,494	496,104	2.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	87,181,106	78,881,019	8,300,087	10.5	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
こども福祉保健費	111,778,213	98,523,338	13,254,875	13.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	639,912	650,692	△ 10,780	△ 1.7	
特別会計繰出金	639,912	650,692	△ 10,780	△ 1.7	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	219,292,829	197,252,543	22,040,286	11.2	※子ども手当や児童手当に関する事業費を除くと前年度比7.7%増
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	631,712	918,856	△ 287,144	△ 31.3	母子寡婦福祉資金貸付費、事務費
特別会計計	631,712	918,856	△ 287,144	△ 31.3	

【凡例】

次ページ以降の下線は新規・拡充した部分を示しています。

1	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 未来の世代を育むまち「よこはま」の実現をめざし、家庭・地域・企業など子どもを取り巻く全ての市民が連携して、「かがやけ横浜こども青少年プラン」(後期計画:平成22年度～26年度)を着実に推進します。また、後期計画について、広く市民への周知を図ります。
本 年 度		千円 3,224	1 行動計画推進協議会の開催 1,414千円 市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画(後期計画)の進捗状況について検証・協議するとともに、必要に応じて子ども・青少年を取り巻く課題についての検討を行います。
前 年 度		6,212	
差 引		△ 2,988	2 後期計画の周知 1,810千円 後期計画について広く市民に周知し、「地域の子ども・青少年を地域全体で育む」機運の醸成を図るため、計画の概要をわかりやすく紹介したパンフレットや、主に子育て家庭や支援に関わる人を対象としたシンポジウム等の開催により、後期計画の情報発信を行います。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	3,224	

2	子どもを大切にする機運の醸成		事業内容 子育て期に、やりがいや充実感を感じて働きながら、子育てや生活を楽しむことができる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組の推進や、子どもの事故予防に関する啓発など、子どもを大切にする機運を醸成するための普及・啓発等を行います。
本 年 度		千円 11,016	1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 8,016千円 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向けセミナーの開催やパンフレット発行を行います。 また、父親の育児・家事への関わりを促進するため、市民向けスクールの開催や、地域子育て支援拠点等と連携し、地域における父親の仲間づくり支援を行います。
前 年 度		18,000	
差 引		△ 6,984	2 子どもの事故予防啓発推進事業 3,000千円 子どもの事故予防に対する意識を高めるため、リーフレットの作成やホームページによる情報発信を行うほか啓発用DVD及び誤飲チェッカー等啓発物品の配布などを行います。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	8,000	
	その他	100	
	市 費	2,916	

3	妊娠から産後までの途切れない支援の充実		1 妊婦健康診査事業<拡充> 2,460,439千円 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。 <u>成人T細胞白血病ウイルス (HTLV-1) 抗体検査費用分について増額します。</u> (延べ人数：388,640人) ④4,700円×11回 ⑦7,000円×1回 ⑩12,000円×2回
	本年度	千円 4,454,887	2 こんには赤ちゃん訪問事業 79,107千円 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に、地域の訪問員が区役所と連携しながら訪問します。 (訪問見込件数：21,500件)
	前年度	4,504,006	3 母子保健指導事業 80,597千円 母子健康手帳の交付や母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数：11,800件)
	差引	△49,119	4 乳幼児健康診査事業 779,473千円 (1) 福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また医療機関で12か月児までに3回、乳幼児健康診査を実施します。 (2) <u>未受診者対策の強化<拡充></u> 「母子保健システム」を構築し、乳幼児健診等の実施状況のデータベース化を図り、迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。 <u>(23年度システム基本設計)</u>
本年度の財源内訳	国	434,065	5 先天性代謝異常症等検査事業<拡充> 74,366千円 発見や治療が遅れると、発達遅滞などの障害や命に関わるような症状になることがある先天性代謝異常症等の疾患について、より多く早期に発見できるように <u>新たにタンドムマス法を導入</u> します。 (実施見込件数：30,073件)
	県	933,073	
	その他	6,182	
	市費	3,081,567	
			6 歯科健康診査事業 101,572千円 乳幼児に対し、福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・未就学児に対し、歯科相談・保健指導を行います。 <u>また、妊産婦に対し、かかりつけ歯科医等の状況調査を行います。</u>
			7 養育支援事業 108,540千円 (1) <u>育児支援家庭訪問事業<拡充></u> 福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員)が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。 <u>今年度は育児支援家庭訪問員(看護職アルバイト)を新たに配置し、より迅速に訪問できる体制を整えるとともに、乳幼児健診未受診の家庭の訪問も行います。</u> (2) <u>ファミリーサポートクラス</u> 育児不安や不適切養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。 (3) <u>産前産後ケア事業</u> 妊娠中及び出産後8週間以内で体調不良等により子どもの養育に支障があり、育児や家事の負担の軽減を図る必要がある妊産婦に対し、ヘルパーを派遣します。
			8 子ども・家庭支援相談事業<拡充> 23,398千円 福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。 発達障害や不適切養育等の相談に迅速に対応できるよう <u>新たに心理嘱託員を配置</u> します。
			9 不妊相談・治療費助成事業 747,395千円 (1) 不妊相談 不妊で悩む方に対し、福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。 (2) <u>特定不妊治療費の助成<拡充></u> 体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、費用の一部を助成します。 <u>年2回までの助成を、初年度に限り年3回まで拡充</u> します。 (1回あたり限度額15万円、初年度3回/年、2年目以降2回/年、通算5年度、合計10回まで) (助成見込件数：4,946件)

様々な事業を実施し、平成25年4月の保育所待機児童ゼロを目指していきます。
平成23年度は、以下の内容などについて取り組んでいきます。

(単位:千円)

取組	事業内容	事業量	H23予算
I 保育所の新設等による定員増			
保育所整備	市有地貸付や整備促進など多様な手法により認可保育所を整備します。 ・新設・増築等：36か所 2,510人 ・老朽改築：2か所 56人 【11ページ参照】	定員増 2,566人	3,627,313
横浜保育室整備費助成	保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育所を整備する法人に整備費を助成します。 ・新設及び20人以上の増員(6か所)：10,000千円×3/4 ・10～19人の増員(3か所)：5,000千円×3/4 【11ページ参照】	定員増 150人	59,250
家庭保育事業	3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型家庭保育事業を実施します。 ・福祉員64人(定員増33人) 【14ページ参照】	定員増 123人	286,599
NPOなどを活用した家庭的保育事業	NPO法人等の事業者が保育者を雇用し、マンション等の一室等で少人数の児童を複数の保育者が保育します。 ・定員9人程度×16か所(定員増90人) 【14ページ参照】		190,236
II 既存資源の有効活用			
通園利便性の向上	一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、複数園との間でバス等による送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。 ・送迎保育ステーション整備費：106,956千円 ・送迎保育ステーション運営委託費：66,264千円 ・通園バス購入費助成：上限2,400千円×2か所 【12ページ参照】	送迎保育ステーション 2か所 通園バス 2か所	178,020
市立保育所の更なる活用	96か所ある市立保育所を最大限活用して待機児童解消を図るため、施設の増築や改修等により受入枠の拡大を図ります。 また、空き定員を解消するため、交通利便性の悪い保育所に送迎用の駐車場を整備します。 ・増築等 16か所 ・中規模改修 9か所 ・軽微な改修 15か所 ・耐震リフレッシュ 4か所 ・駐車場の整備 2か所	受入枠増 326人	1,073,663
民間の認可保育所の更なる活用	民間の認可保育所の定員拡大や定員外受入の促進、定員構成の変更などにより、待機児童の多い1,2歳児の定員枠を拡大します。 ・上限2,500千円×40か所	受入枠増 400人	100,000

(単位:千円)

取組	事業内容	事業量	H23予算													
Ⅱ 既存資源の有効活用																
横浜保育室 運営費助成	本市独自の基準を満たした認可外保育施設を横浜保育室として認定し、運営費を助成します。また、所得に応じた保育料の軽減助成を実施し、利用促進を図ります。 ・定員：4,970人 ・保育料軽減助成：所得に応じ1～4万円/月 【14ページ参照】	147か所	6,292,631													
私立幼稚園 預かり保育 の拡充	幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し運営費を補助します。 ・通常型：75か所 ・平日型：30か所(土曜日休業、夏休期間中5日休業可) 【15ページ参照】 単位:園 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年4月1日</th> <th>22年4月1日</th> <th>23年4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施園数</td> <td>67</td> <td>75</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>		21年4月1日	22年4月1日	23年4月1日	実施園数	67	75	94	11か所増 (受入枠増 301人)	830,037					
	21年4月1日	22年4月1日	23年4月1日													
実施園数	67	75	94													
Ⅲ 多様な働き方への対応																
一時預かりの拡充																
乳幼児 一時預かり 事業	在宅子育て家庭の育児に対する負担感及び不安の軽減を図るほか、短時間就労している方のために、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。【10ページ参照】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数</th> <th>実施時間</th> <th>利用料金</th> <th>利用上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常型</td> <td>6か所</td> <td>8時間/日</td> <td rowspan="2">300円以下/時間</td> <td rowspan="2">月15日又は 120時間以内</td> </tr> <tr> <td>延長型</td> <td>4か所</td> <td>11時間/日</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数	実施時間	利用料金	利用上限	通常型	6か所	8時間/日	300円以下/時間	月15日又は 120時間以内	延長型	4か所	11時間/日	4か所増 (定員増60人)	82,844
	箇所数	実施時間	利用料金	利用上限												
通常型	6か所	8時間/日	300円以下/時間	月15日又は 120時間以内												
延長型	4か所	11時間/日														
広場を活用した 一時預かり	親と子のつどいの広場を活用して一時預かりを実施します。 ・定員3人程度×14か所 【9ページ参照】	3か所増 (定員増9人)	18,844													
整備費助成	認可保育所が一時保育室を整備する費用を助成します。 ・定員30人程度×1か所 ・上限 7,500千円	1か所増 (定員増30人)	7,500													
事業所内 保育施設の 設置促進	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、整備費及び運営費の一部を助成(開所から3年間)し、事業所内保育施設の設置を促進します。 ・定員3人以上10人未満×5か所 ・整備費補助 上限5,000千円×5か所 ・運営費補助 上限3,750千円(年額)×8か所 【14ページ参照】	5か所増 (定員増40人)	45,625													
保育 コンシェルジュ の配置	保育に関する相談を専門とした保育コンシェルジュを配置し、子育ての相談を受けるとともに、一時預かりや幼稚園預かり保育など多様なサービスの情報を提供し、保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付けます。 【12ページ参照】	18人 (各区に1人)	48,823													
合 計		4,005人	12,841,385													

※事業量は、23年度の取組により拡大を目指す定員等です。次ページ以降の22、23年度の予算対比の数値と異なることがあります。

5	地域における子育て支援の充実		<p>事業内容</p> <p>子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として、地域子育て支援拠点を各区に1か所設置するとともに、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した相談、交流の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。</p>
本年度		千円 1,528,867	<p>1 地域子育て支援拠点設置事業<拡充> 908,110千円</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>ア 子育て家庭のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 <p>イ 子育て支援者のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 <p>ウ 地域の中での子どもの預かり合いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能 <p>(2) 運営方法</p> <p>子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人又は社会福祉法人等に委託して実施</p>
前年度		1,394,972	
差引		133,895	
本年度の財源内訳	国	302,850	
	県	15,960	
	その他	23,439	
	市費	1,186,618	
<p>(3) 事業実施区 <u>新規設置区（2区）：青葉区、瀬谷区</u> 既設置区（16区）</p> <p>(4) <u>横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能の追加</u> 区支部事務局機能を地域子育て支援拠点事業の一部として位置づけ、移管を進めます。 平成23年度実施区：中区、磯子区、緑区、都筑区（既実施区：港北区）</p>			
2 親と子のつどいの広場事業<拡充>		191,638千円	
<p>(1) 実施内容 親子の交流の場の提供、地域の子育て関連情報の提供、子育て相談の実施</p> <p>(2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p> <p>(3) 助成数 <u>36か所（前年度31か所）</u></p> <p>(4) 一時預かり事業 実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりの実施 助成数：<u>14か所（前年度6か所）</u> 定員：42人（前年度18人）</p>			
3 私立幼稚園はまっ子広場事業		21,600千円	
<p>(1) 実施内容 園庭・園舎開放、親子の交流の場の提供、子育て相談、育児講座等の実施</p> <p>(2) 助成数 25か所（前年度28か所） 常設園：21か所（前年度22か所） 非常設園：4か所（前年度6か所）</p>			

4 保育所地域子育て支援事業<拡充>

185,779千円

- (1) 実施内容 施設開放、育児相談、育児講座、交流保育
- (2) 実施か所数 市立育児支援センター園：24か所（前年度24か所）
保育所子育てひろば私立常設園：12か所（前年度8か所）
その他の保育所：193か所（前年度186か所）

5 子育て支援者事業<拡充>

71,742千円

- (1) 実施内容
 - ・市民利用施設等において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や育児相談を実施
 - ・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援
 - ・豊富な経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施
- (2) 子育て支援者会場数 169会場（前年度164会場）
- (3) 助言者数 18人（前年度 18人）

6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

48,912千円

- (1) 実施内容
利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。
- (2) 会員数（平成23年1月31日現在）
利用会員(5,430人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
提供会員(1,323人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
両方会員(488人)・・・利用会員かつ提供会員の方
- (3) 区支部事務局機能の強化
順次、区支部事務局を地域子育て支援拠点に移管し、区支部事務局機能強化の拡充を進めます。

7 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

82,844千円

- (1) 実施内容
育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。
- (2) 実施か所数、定員
通常型：6か所（前年度6か所）、90人（前年度87人）
延長型：4か所（前年度3か所）、60人（前年度45人）

8 子育て家庭応援事業

18,242千円

- 子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。
- ・協賛店・施設数 3,283店舗・施設（平成23年3月31日現在）

6	保 整 備 育 事 業 所 等	
	本 年 度	千円 3,793,519
	前 年 度	1,873,939
	差 引	1,919,580
本 年 度 の 財 源 内 訳	県	2,515,492
	市債	649,000
	その他	—
	市 費	629,027

1 保育所整備<拡充> 3,261,691千円

平成24年4月開所に向けて、保育所の新設等により36か所合計2,510人の整備を行います。

市有地の活用による整備のほか、本市が広く呼びかけて提供された土地情報を、整備意向のある法人へ情報提供したことで、整備可能となった「法人所有地」での新設整備など、多様な手法で保育所整備を進めます。

また、「整備促進事業」において、一定の要件を満たすものについては、整備期間中における賃借料の補助を行います。

2 老朽改築<拡充> 472,578千円

民間保育所の老朽化に伴う改築は、22年度に着手した2か所（定員増計56人）について引き続き進めるほか、23、24年度の2か年事業として、新規に3か所着手します。

また、老朽化が著しい市立白根保育園について、建替え工事に着手します。

3 横浜保育室整備費助成<拡充> 59,250千円

横浜保育室の整備にかかる費用を助成します。

また、一定の要件を満たすものについては、整備期間中における賃借料の補助を行います。

- ・新設及び20人以上増員（6か所）：10,000千円×3/4
- ・10～19人増員（3か所）：5,000千円×3/4

【定員数の推移（人）】

年 度	19	20	21	22	23
保育所定員	33,944	35,582	36,871	38,295	39,910
定 員 増	1,638	1,289	1,424	1,615	2,566
				<1,367>	

※「保育所定員」数は、各年度4月1日現在（23年度は見込）

※「定員増」数について、19～21年度は決算値、22年度は決算見込値、23年度は予算値

※22年度の「定員増」数の< >内は、予算値

※22年度の「定員増」数には、年度途中開所の131人を含む

【23年度整備予定】

整備内容	整備手法	建設予定区	箇所数	定員増（人）	開所予定
新 設	市有地等無償貸付	神奈川区	1	120	24年4月
		旭区	1	60	24年4月
	法人所有地	鶴見区（注）	1	200	24年4月
		鶴見区	1	120	24年4月
		港南区	1	45	24年4月
		市内	15	1,000	24年4月
	複合施設内整備促進	青葉区	1	60	23年7月
		—	2	180	24年4月
		—	7	350	24年4月
		旭区ほか	2	75	24年4月
送迎保育所認定こども園	—	1	60	24年4月	
自主整備	—	—	150	24年4月	
小 計			33 (0)	2,420 (0)	
増 築	市有地無償貸付	戸塚区	1	30	24年4月
		市内	1	30	24年4月
	整備促進分園	—	1	30	24年4月
小 計			3 (0)	90 (0)	
老 朽 改 築	22年度からの継続分	瀬谷区	1	31	24年4月
		瀬谷区	1	25	24年4月
	新規着手分	緑区ほか	0 (3)	0 (30)	25年4月
小 計			2 (3)	56 (30)	
合 計			38 (3)	2,566 (30)	

注 平成22年度からの2か年整備

※（ ）内の数字は、25年4月開所予定のもので外数

7	保 育 運 営	
	本 年 度	千円 59,860,852
	前 年 度	56,118,978
	差 引	3,741,874
本年度の財源内訳	国・県	9,515,138
	負担金	13,617,810
	諸収入	6,924,073
	市 費	29,803,831

事業内容

保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。

1 保育所運営<拡充> 59,704,616千円

内訳	平成22年度	平成23年度
市立保育所	102か所	98か所
民間保育所	335か所	364か所
計	437か所	462か所

- ・入所見込児童数 月平均 約41,200人
- ・児童虐待対応保育士の確保<新規>【24ページ参照】
- ・保育コンシェルジュ（各区に1人）<新規>【8ページ参照】
- ・保育料等のあり方検討委員会

2 長時間保育事業(再掲)<拡充> 10,116,867千円

原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。

- (1) 長時間保育
(原則保育時間〔8時間〕から11時間までの保育)

内訳	平成22年度	平成23年度
市立保育所	102か所	98か所
民間保育所	334か所	363か所
計	436か所	461か所

- (2) 時間延長サービス(11時間超の保育)

内訳	平成22年度	平成23年度
市立保育所	56か所	56か所
民間保育所	318か所	347か所
計	374か所	403か所

3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(再掲)<拡充> 7,862,285千円

民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費や定員拡充した場合の助成金である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。

4 障害児保育(再掲)<拡充> 1,334,636千円

市立保育所及び民間保育所において、全園で障害児の受け入れを促進します。

5 市立保育所民間移管事業 69,442千円

平成24年度移管予定園4園の引継ぎ・共同保育、平成25年度移管予定園4園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。

6 保育料納付促進事業 15,730千円

保育料納付指導員による電話催告などに加え、保育料電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。

7 通園利便性の向上<拡充> 71,064千円

駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを設置し、朝・夕の保育を実施するとともに、日中は周辺の保育所にバスによる送迎を行います。

また、通園バスの購入等に対する助成を行います。

- ・送迎保育ステーション運営費 4か所(前年度2か所)
- ・通園バス購入助成 2か所

8	多様な保育ニーズへの対応	
本年度		千円 1,028,060
前年度		1,017,319
差引		10,741
本年度の財源内訳	国	186,714
	負担金	83,286
	諸収入	628
	市費	757,432

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時保育<拡充>

679,283千円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

内訳	平成22年度	平成23年度
市立保育所	39か所	43か所
民間保育所	210か所	233か所
計	249か所	276か所

2 休日保育

34,925千円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

内訳	平成22年度	平成23年度
市立保育所	4か所	1か所
民間保育所	14か所	14か所
計	18か所	15か所

3 病児・病後児保育

277,498千円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

項目	病児保育	病後児保育
実施か所	18か所	4か所（前年度5か所）
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校第3学年までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校第3学年までの児童

4 24時間型緊急一時保育

36,354千円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所（前年度2か所）

10		幼児教育事業		事業内容 私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、障害児教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。																																				
本年度		千円 7,326,307		1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 6,164,148千円 私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。 (対象者 約63,500人)																																				
前年度		7,148,437		補助単価 (単位:円)																																				
差引		177,870		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市民税額</th> <th>対象世帯数 分布率 (%)</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生保</td> <td>0.09</td> <td>220,000 (0)</td> <td>223,200 (0)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>非課税</td> <td>3.22</td> <td>194,200 (4,200)</td> <td>194,200 (1,000)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>所得割非課税</td> <td>0.73</td> <td>190,000 (0)</td> <td>193,200 (0)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>34,500円以下</td> <td>3.97</td> <td>132,200 (26,200)</td> <td>132,200 (23,000)</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>183,000円以下</td> <td>45.08</td> <td>107,200 (63,600)</td> <td>107,200 (60,400)</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>183,000円超</td> <td>46.90</td> <td>48,000 (48,000)</td> <td>48,000 (48,000)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	市民税額	対象世帯数 分布率 (%)	平成22年度	平成23年度	A	生保	0.09	220,000 (0)	223,200 (0)	B	非課税	3.22	194,200 (4,200)	194,200 (1,000)	C	所得割非課税	0.73	190,000 (0)	193,200 (0)	D	34,500円以下	3.97	132,200 (26,200)	132,200 (23,000)	E	183,000円以下	45.08	107,200 (63,600)	107,200 (60,400)	F	183,000円超	46.90	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)
区分	市民税額	対象世帯数 分布率 (%)	平成22年度	平成23年度																																				
A	生保	0.09	220,000 (0)	223,200 (0)																																				
B	非課税	3.22	194,200 (4,200)	194,200 (1,000)																																				
C	所得割非課税	0.73	190,000 (0)	193,200 (0)																																				
D	34,500円以下	3.97	132,200 (26,200)	132,200 (23,000)																																				
E	183,000円以下	45.08	107,200 (63,600)	107,200 (60,400)																																				
F	183,000円超	46.90	48,000 (48,000)	48,000 (48,000)																																				
本年度の財源内訳	国	1,017,371		※第1子の場合。年額。()内は市単独分																																				
	県	—																																						
	その他	55																																						
	市費	6,308,881																																						
2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充> 830,037千円 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し、運営費を補助します。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常型</td> <td>75園</td> <td>2,323人</td> <td>75園</td> <td>2,355人</td> </tr> <tr> <td>平日型</td> <td>2園</td> <td>40人</td> <td>30園</td> <td>305人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77園</td> <td>2,363人</td> <td>105園</td> <td>2,660人</td> </tr> </tbody> </table>				項目	平成22年度		平成23年度		通常型	75園	2,323人	75園	2,355人	平日型	2園	40人	30園	305人	合計	77園	2,363人	105園	2,660人															
項目	平成22年度		平成23年度																																					
通常型	75園	2,323人	75園	2,355人																																				
平日型	2園	40人	30園	305人																																				
合計	77園	2,363人	105園	2,660人																																				
3 私立幼稚園補助事業 126,000千円 私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の補助を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園数、平均単価</td> <td>280園</td> <td>450千円</td> <td>280園</td> <td>450千円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	平成22年度		平成23年度		園数、平均単価	280園	450千円	280園	450千円																									
項目	平成22年度		平成23年度																																					
園数、平均単価	280園	450千円	280園	450千円																																				
4 私立幼稚園等障害児教育費補助事業 151,200千円 私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 ※補助単価 20万円/1人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数、予算額</td> <td>747人</td> <td>149,400千円</td> <td>756人</td> <td>151,200千円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	平成22年度		平成23年度		人数、予算額	747人	149,400千円	756人	151,200千円																									
項目	平成22年度		平成23年度																																					
人数、予算額	747人	149,400千円	756人	151,200千円																																				
5 私立幼稚園施設整備費補助事業 30,000千円 1件300万円以上の園舎修繕工事について補助し、既存の幼稚園の良好な教育環境を確保します。 ※補助対象経費×1/3(上限150万円)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">平成22年度</th> <th colspan="2">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園数 予算</td> <td>20園</td> <td>30,000千円</td> <td>20園</td> <td>30,000千円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	平成22年度		平成23年度		園数 予算	20園	30,000千円	20園	30,000千円																									
項目	平成22年度		平成23年度																																					
園数 予算	20園	30,000千円	20園	30,000千円																																				
6 幼児教育研修・交流等事業 24,922千円 幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・交流等を実施します。(推進地区事業は、18区で実施)																																								

11	放課後の居場所づくり		<p>事業内容</p> <p>「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を促進し、「放課後児童クラブ」への支援を行なうとともに、「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」を中心に、今後の放課後施策について検討を行います。</p> <p><u>すべての放課後児童育成事業で、障害児等の受け入れのための補助を増額します。(344,500円/人→368,000円/人) <拡充></u></p> <p>また、公園の一部を活用し「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活動する、プレイパーク事業を支援します。</p>
本年度		千円	
		4,485,032	
前年度		4,421,884	
差引		63,148	
本年度の財源内訳	国	1,117,253	
	県	—	
	その他	872	
	市費	3,366,907	
			<p>1 放課後児童育成事業 4,452,097千円</p> <p>(1) 放課後キッズクラブ事業 1,142,448千円</p> <p>学校施設等を活用し、すべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所づくりを実施し、児童の健全な育成を行います。</p> <p>今後4年間で、ニーズの高い学校の整備を行う予定です。</p> <p>ア 実施か所数 89か所 (新規 14か所、継続 75か所) <拡充></p> <p>イ 運営主体 NPO法人、社会福祉法人、学校法人等</p> <p>ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童</p> <p>エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)</p> <p>オ 開設時間 平日 : 放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時</p> <p>(2) はまっ子ふれあいスクール事業 1,941,803千円</p> <p>学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健やかな成長を支援します。</p> <p>ア 実施か所数 260か所 (キッズクラブ移行分14か所を除く)</p> <p>イ 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等</p> <p>ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童</p> <p>エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)</p> <p>オ 開設時間 平日 : 放課後～18時【充実型】放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時【充実型】9時～19時 (充実型の開始時間は運営主体の判断で8時30分から開始も可)</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,367,846千円</p> <p>地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。23年度は、<u>施設賃借料補助について増額します。(上限120,000円/月→上限150,000円/月) <拡充></u></p> <p>また、運営支援のために新たに労務相談の体制を整えます。 <拡充></p> <p>ア 実施か所数 202か所 (新規 6か所、継続 196か所) <拡充></p> <p>イ 運営主体 運営委員会、NPO法人等</p> <p>ウ 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 ※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで</p> <p>エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く)</p> <p>オ 開設時間 平日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設) 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時</p> <p>2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 32,935千円</p> <p>地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用するプレイパーク事業の活動を支援します。</p> <p>ア 実施か所数 18か所 (新規 4か所、継続 14か所) <拡充></p> <p>イ 開設日・開設時間 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる)</p> <p>ウ 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等</p>

12	青少年育成 施策の推進		事業内容						
			<p>青少年の体験活動支援や青少年育成者の支援を行うとともに、青少年関係施設、地域活動拠点の運営により、青少年育成施策の推進を図ります。</p> <p>1 青少年の健全育成 2,610千円</p> <p>青少年の体験活動や思春期啓発への取り組みなどにより、青少年の健全育成を推進します。</p> <p>(1) 青少年体験活動支援事業 青少年が企画する体験活動事業に対する運営費補助を行い、青少年の自主性や社会性、協調性を育む機会をつくります。</p> <p>(2) 思春期啓発・社会環境改善事業 思春期の青少年が抱える課題の理解と解決に向け、青少年やその保護者、地域の関係者を対象にした講座の開催等の啓発活動を実施します。 また、有害図書類の適正な区分陳列促進対策や青少年の深夜外出防止対策などの有害環境対策事業を市民、NPOとの連携により実施します。</p>						
			本年度	千円	577,360				
			前年度		614,379				
差引			△ 37,019						
本年度の 財源内訳	国		250						
	県		500						
	その他		32,791						
	市費		543,819						
		<p>2 青少年育成に携わる団体等の支援 43,286千円</p> <p>(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援 平成22年4月1日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">人数</td> <td style="width:25%;">2,697人</td> <td style="width:15%;">任期</td> <td style="width:45%;">2年(22年4月1日～24年3月31日)</td> </tr> </table> <p>(2) 青少年の健全育成活動を行う保護司会協議会や、横浜市子ども会連絡協議会等青少年団体への補助</p> <p>(3) 公益財団法人よこはまユース（旧財横濱市青少年育成協会）補助事業 青少年育成施策を効果的かつ効率的に推進するため、広報事業、相談・調整・コーディネート、人材育成、自然体験事業を実施します。</p> <p>3 青少年関係施設の運営等 502,310千円</p> <p>(1) 青少年施設及び野外活動施設の管理運営 青少年施設：横浜市青少年交流センター、横浜市野島青少年研修センター 横浜市青少年育成センター、横浜こども科学館 野外活動施設：横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園、道志）</p> <p>(2) 青少年関係施設の小破修繕等に関わる改修費</p> <p>(3) 青少年関係施設のあり方検討 <u>横浜市青少年交流センター・横浜市青少年育成センター及び、野外活動施設の今後のあり方について検討を行います。</u></p> <p>4 青少年の地域活動拠点事業 29,154千円</p> <p>中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点の運営費を補助します。</p> <p>(1) 運営か所 8か所</p> <p>(2) 運営場所 商店街の空き店舗やビルの空き室のほか、地区センター等の公共施設を活用</p> <p>(3) 運営主体 青少年育成活動に実績のあるNPO法人等</p> <p>(4) 運営支援内容 拠点スペース借り上げ、設備・備品整備、事業運営費、光熱水費等の補助</p> <p>(5) 事業内容 ア 異世代交流型の居場所づくり イ 社会参加・職業体験プログラムの実施 ウ 学習サポート及び生活支援 エ 青少年の健全育成に取り組む人材の育成</p>				人数	2,697人	任期	2年(22年4月1日～24年3月31日)
人数	2,697人	任期	2年(22年4月1日～24年3月31日)						

13	困難を抱える若者の自立支援の充実		事業内容 青少年相談センター及び若者サポートステーション並びに地域ユースプラザを中心に、困難を抱える若者の自立支援に取り組みます。		
			本 年 度	千円 440,264	1 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 3,121千円 教育、福祉、医療、雇用、子ども・若者支援などの関係機関等が連携し、不登校やひきこもり、貧困の連鎖、高校中退、就労困難など、子ども・若者が抱える困難な課題を解決するための提言を行い、施策や事業に反映します。
			前 年 度	261,926	2 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充> 40,326千円 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行います。また、 <u>心理職嘱託員を新たに配置し(3人)</u> 、支援困難ケースへの対応や地域ユースプラザへの運営支援を強化します。
			差 引	178,338	3 若者サポートステーション事業 205,701千円 (1) 運営か所 2か所 (2) 対 象 概ね15歳以上40歳未満の方及び保護者等 (3) 事業内容 ア 困難を抱える若者及びその保護者を対象とした職業的自立に向けた総合相談、臨床心理士による個別相談、就労セミナーを実施し、就労に向けた継続的支援を行います。(若者サポートステーション運営) イ <u>経済的困窮や、精神疾患、障害、虐待経験などの複合的な困難を抱える若者に対する伴走的な支援を実施します。</u> (若者サポートステーション機能強化) <新規>
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	7,000	4 地域ユースプラザ事業 88,435千円 青少年相談センター及び若者サポートステーションの支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。 (1) 運営か所 3か所 (2) 対 象 概ね15歳以上40歳未満の方及び保護者等 (3) 事業内容 ア 地域における青少年に関する総合相談(電話相談、来所相談等) イ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 ウ 社会体験・就労体験プログラムの実施 エ 地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり		
	県	255,551			
	その他	82			
	市 費	177,631			
5 よこはま型若者自立塾事業 13,200千円 無業やひきこもり状態にある青少年を対象に、豊かな自然の中でのジョブキャンプを中心に、職業訓練やインターンシップなどの一連のプログラムの実施により社会参加や職業的自立に向けた支援を行う「よこはま型若者自立塾」を展開し、運営費を補助します。 事業内容：(1) ジョブキャンプ(共同生活を基軸としたボランティア活動や職業体験) (2) 専門学校等での資格取得講座の受講や職業訓練 (3) 横浜市内企業でのインターンシップ		6 若者雇用促進事業 89,481千円 就労など困難を抱える若者に対する支援の拡充を図り、若者の雇用拡大に向けた総合的な取り組みを行います。 事業内容： (1) 就労相談や研修セミナー、学習・生活支援などの出張型支援の拡充 (2) インターネットを通じた就労支援情報の提供等を行うハマトリウムカフェの運営 (3) ジョブキャンプの拡充と若者による地域の活性化 (4) 困難を抱える小・中学生への生活・学習支援、メンタル面でのサポート など			

14	地域療育センター関係事業		事業内容 0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として、市内方面別に設置された地域療育センターの運営を行います。 また、センター運営の一環として、発達障害と考えられる児童への対応等に関する小学校への支援を行うとともに、新たなサービスメニュー「児童デイサービス」を順次導入します。																									
	本年度	千円 2,691,494	1 地域療育センター運営事業 2,289,925千円 心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別7か所の地域療育センターの運営を行います。																									
	前年度	2,544,202																										
	差引	147,292																										
本年度の財源内訳	国	—	(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>運営法人等</th> <th>本年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 南部地域療育センター</td> <td rowspan="3">指定管理者：(福)青い鳥</td> <td>340,710</td> </tr> <tr> <td>2 中部地域療育センター</td> <td>331,778</td> </tr> <tr> <td>3 東部地域療育センター</td> <td>328,049</td> </tr> <tr> <td>4 戸塚地域療育センター</td> <td rowspan="2">指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団</td> <td>378,091</td> </tr> <tr> <td>5 北部地域療育センター</td> <td>310,032</td> </tr> <tr> <td>6 西部地域療育センター</td> <td rowspan="2">民設民営：(福)十愛療育会</td> <td>322,453</td> </tr> <tr> <td>7 地域療育センターあおば</td> <td>278,812</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>2,289,925</td> </tr> </tbody> </table>			センター名	運営法人等	本年度予算	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	340,710	2 中部地域療育センター	331,778	3 東部地域療育センター	328,049	4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	378,091	5 北部地域療育センター	310,032	6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	322,453	7 地域療育センターあおば	278,812	計		2,289,925
	センター名	運営法人等				本年度予算																						
	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥				340,710																						
	2 中部地域療育センター					331,778																						
	3 東部地域療育センター					328,049																						
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	378,091																										
5 北部地域療育センター		310,032																										
6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	322,453																										
7 地域療育センターあおば		278,812																										
計		2,289,925																										
市費	2,691,377																											
その他	117																											
県	—																											
国	—																											
(2) サービス内容 <ul style="list-style-type: none"> 相談・地域サービス部門：福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、幼稚園等の関係機関への技術支援等 診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等 通園部門：知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス事業所 																												
2 地域療育センター学校支援事業 124,424千円 地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターに常勤の専門スタッフ（2名）を配置し、センターの専門性と経験をもとに、発達障害と考えられる児童への対応に関する支援を小学校を対象に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> 主な支援内容 <ol style="list-style-type: none"> 学校訪問による教職員への研修 普通学級教職員、個別支援学級教職員、特別支援コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力 学校訪問による技術的支援 児童とのコミュニケーションのとり方、机の配置・掲示物などの教室内の環境設定、教材の活用等に関する助言など 																												
3 地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）＜拡充＞ 277,145千円 主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童に適切な療育を提供するため、地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、集団療育等の支援を行います。 平成23年度は、中部療育センターで平成24年度導入に向けた準備を行うほか、その他の地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターで運営を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 実施か所数 7か所（前年度2か所） 																												

15	学 齡 障 害 児 へ の 支 援		事業内容 就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進し、実施か所数の拡大や機能強化を図るとともに、既存の機関への委託等により思春期における診療、相談等の支援を実施します。			
本 年 度	千円		1 障害児居場所づくり事業<拡充> 241,401千円 主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。 また、医療的ケアの必要な肢体不自由児や重症心身障害児等の受入を行うため、引き続き2か所において看護師の配置による加算を実施します。（将来にわたるあんしん施策を含む。）			
前 年 度	315,672		・社会福祉法人やNPO法人等との協働により、未整備区等での実施を進めます。 【実施か所数 21か所（前年度19か所）】 ・家賃補助を増額します。 ・特小規模事業所を創設します。			
差 引	276,313		（単位：千円）			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—				
	県	—				
	その他	—				
	市 費	315,672				
			規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)
			大規模	13人以上	3	18,708
			中規模	10人以上13人未満	4	15,101
			小規模	6人以上10人未満	11	9,883
			特小規模	3人以上6人未満	3	7,510
2 学 齡 障 害 児 支 援 事 業（学 齡 後 期）			74,271千円 学齢後期（概ね中学校期以降）の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行することができるよう、既存の機関に医師、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談、関係機関調整等の支援を行います。			
・実施機関 1 小児療育相談センター (1) 実施内容 相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会等 ※診療部分（初診、再診等）は本委託事業には含まないが、センターとして実施。 (2) 配置スタッフ 医師、臨床心理士、ソーシャルワーカー 2 横浜市総合リハビリテーションセンター (1) 実施内容 診療（初診、再診）及び診療に伴う相談等【診療科目：発達精神科】 (2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー						

16	障害児施設及び利用者への支援の充実		事業内容 平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法改正により、障害児施設の利用者負担は、これまでの所得に応じた応能負担から定率負担及び食費等の実費を負担する制度に変更されました。 本市では、障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施し、利用者負担を軽減するとともに、障害児施設給付費等により安定した施設運営を図ります。
	本年度	千円 3,105,543	
	前年度	3,049,617	
	差引	55,926	
	本年度の財源内訳		
	国	1,208,999	
	県	87,626	
	その他	31,036	
	市費	1,777,882	
1 障害児施設利用者負担助成事業 29,360千円 児童福祉法改正により障害児施設利用に伴う利用者負担額等※が大幅に増加したことから、負担額等の一部を本市独自に助成します。 (1) 対象者<平成23年度見込み数；約900人> 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の障害児施設給付費支給決定保護者 (2) 助成内容 措置制度の徴収金算定方法と同様に、利用者の世帯の所得税額等に基づく本市独自の利用者負担上限額を算定(応能負担)し、国基準による負担額等※との差額を助成します。 ※ サービス利用量に応じた定率負担(1割)及び特定費用(食費、日用品費等)、医療費、教育費の実費負担の合算額			
2 障害児施設給付費 1,863,581千円 障害児施設給付費等の支給決定を受けた障害児の施設利用に伴うサービス提供に係る費用を支出します。 ・ 対象者<平成23年度見込み数；1,084人> 児童相談所で障害児施設給付費等の支給決定を受けた保護者の児童又は18歳を超えた障害児本人			
3 障害児施設措置費 751,436千円 保護を要する障害児を障害児施設に措置した場合に、入所後の保護又は委託後の養育につき、国が定める児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を支出します。 ・ 対象者<平成23年度見込み数；161人> 児童相談所で措置決定を受けた児童			
4 民間障害児施設運営費助成事業 461,166千円 障害児入所施設において、職員の加配等により、施設機能を強化することにより、児童個々の障害の状態や家庭背景等に応じた支援や、医療対応等の日々の健康管理の充実を図ります。 ・ 対象者<平成23年度見込み数；241人> 入所施設を利用する児童			

17	障害児施設の備		<p>1 地域療育センターの整備 149,300千円</p> <p>障害児の早期発見・早期療育のための地域療育センターについては、利用申し込みの増加に伴い、初診待ち期間等が長期化し、必要な利用頻度の確保が困難となっています。</p> <p>特にそのような状況が顕著となっている南部地域療育センターと戸塚地域療育センターについて現状の改善を図るため、<u>市内8か所目となる地域療育センターを整備</u>します。</p> <p>23年度は実施設計及び建設に着手します。※ ※将来にわたるあんしん施策に含む。</p> <p><整備スケジュール> 22年度：基本設計 23年度：実施設計、着工 24年度：工事、しゅん工 25年度：開所予定</p> <p><整備地> 港南区野庭町631番地（野庭小学校跡地）</p> <p><通所定員> 知的障害児 60人、肢体不自由児 30人</p> <p><設置運営法人> 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団</p>
	本年度	千円 180,201	
	前年度	18,805	
	差引	161,396	
本年度の財源内訳	国	16,760	
	県	—	
	その他	—	
	市費	163,441	
<p>2 重症心身障害児施設の整備 30,901千円</p> <p>重症心身障害児施設については、重心児者の増加に伴い入所定員が不足し、長期施設入所者の約4割が市外県外施設入所となっています。また、在宅で早期に施設入所が必要な方も多くいます。さらに短期入所の利用にも支障をきたしており、家族による介護の負担が増大しているという状況があります。</p> <p>これらの現状を改善するため、市内4か所目となる<u>重症心身障害児施設を整備</u>します。23年度は施設の整備に向けた<u>基本設計を実施</u>します。</p> <p><整備スケジュール> 22年度：基礎調査 23年度：基本設計 24年度：実施設計、着工 25年度：工事、しゅん工 26年度：開所予定</p> <p><定員> 入所 200人（予定）</p> <p><入所対象者> 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複しており、日常的に医療ケアや生活介護を必要としている方</p>			

18	児童虐待の 防止への 取組の充実	事業内容 本市においても深刻な児童虐待事件が発生したことを受け、昨年9月に発足した児童虐待対策プロジェクトでの検討を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実させていきます。	
本 年 度		千円	
		1,354,071	
前 年 度		1,146,214	
差 引		207,857	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	228,365	
	県	131,357	
	その他	20,928	
	市 費	973,421	
<p>(1) 児童相談所の管理運営 895,518千円 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。</p> <p>(2) 児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化等に取り組みます。 ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営 児童虐待の通報・相談に24時間365日対応 ・児童虐待通報等への対応 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待通報や相談等に迅速に対応 ・弁護士、医師等の専門家による助言等 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化</p> <p>(3) 児童虐待相談進行管理システム事業 児童虐待の相談や通報に関する情報と支援経過を効率的に共有し、支援を的確に実施するため、児童虐待相談の進行管理システムを運用します。</p> <p>(4) 児童相談所における人材の育成 <拡充> <u>児童相談所職員を対象とした外部専門講師による研修の充実</u>などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。</p>			
2 北部児童相談所一時保護所の整備<新規> 83,438千円		北部児童相談所一時保護所を緑区上山に整備するため、23年度は設計及び建設に着手し、24年度には工事がしゅん工し、開所する予定です。 また、 <u>施設が完成するまでの間、北部児童相談所内に幼児向けのスペースを確保し、一時保護を行います。</u>	
3 家庭訪問の充実 136,753千円		<p>(1) 育児支援家庭訪問事業（区）<再掲><拡充>【6ページ参照】 福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員）が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。 今年度は<u>育児支援家庭訪問（看護職アルバイト）を新たに配置し、より迅速に訪問できる体制を整えるとともに、乳幼児健診未受診の家庭の訪問も行います。</u></p> <p>(2) 養育支援家庭訪問事業（児相） <拡充> 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。また、養育支援家庭訪問員の増員により、家庭への支援の強化を図ります。 <u>（養育支援家庭訪問員；8名<前年度4名> ヘルパー派遣予定回数；3,000回）</u></p>	

- 4 子ども・家庭支援相談事業の充実(区)(再掲)＜拡充＞【6ページ参照】 23,398千円**
 福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。
 発達障害や不適切養育等の相談に迅速に対応できるよう新たに心理嘱託員を配置します。
- 5 母子保健事業の充実(区)(再掲)【6ページ参照】 110,901千円**
 不適切養育につながるリスクが高い未受診者対策を強化します。
 (1) 妊婦健康診査事業
 母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨を行います。
 (2) 乳幼児健康診査事業（未受診者対策の強化）＜拡充＞
「母子保健システム」を構築し、乳幼児健診等の実施状況のデータベース化を図り、
迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。
 (23年度基本設計)
- 6 保育所での見守り強化(保育所)(再掲)＜新規＞【12ページ参照】 24,198千円**
 保育所において被虐待児童を受け入れるためにアルバイト保育士を雇用するなど、必要な体制を確保します。
- 7 養育家庭支援機能の強化(児童養護施設)(再掲)＜拡充＞【25ページ参照】 60,531千円**
 (1) 横浜型児童家庭支援センター
 養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、既存の児童家庭支援センターが担ってきた相談機能に加え、短期預り等必要なサービスをコーディネートするなど「手を差し延べる」機能を拡充した「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。
 (横浜型児童家庭支援センター 実施施設：1か所増・計3か所)
 (2) 子育て短期支援事業
 既存の児童福祉施設を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。
 (子育て短期支援事業実施予定施設数：5か所)
- 8 児童虐待防止啓発地域連携事業＜拡充＞ 19,334千円**
 (1) 児童虐待防止の広報・啓発
 児童虐待防止推進月間における啓発活動「STOP・こども虐待 よこはまキャンペーン」を中心に、関係機関やコンビニエンスストアや商店街等と連携し、地域に密着した広報・啓発を行います。また、新たに公共交通機関の広告スペースを活用し、より多くの方に知っていただけるよう広報を行います。
 (2) 関係機関の連携強化と人材育成
 児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営する等、地域の関係機関との連携強化を図ります。また、地域の関係者や関係機関に向けた研修や、児童相談所や区福祉保健センター職員の専門性向上のための研修を実施します。
 また、子どもや家庭に直接関わる支援者によって開かれる「個別ケース検討会議」を充実させ、より細やかな支援を行います。

19	児童養護施設等における家庭的支援の充実		事業内容 家庭にかわって児童のきめ細やかな生活支援をする施設が不足していることから、児童養護施設の新規整備を進めます。 母子世帯の自立を支援する母子生活支援施設については、老朽施設の再整備を進めます。 また、より家庭に近い環境で養育するための里親等の事業を推進するとともに、地域の生活が継続できるよう課題を抱える家庭等への支援を拡充します。																			
	本年度	千円	1,045,521																			
	前年度		625,087																			
	差引		420,434																			
本年度の財源内訳	国		217,143																			
	その他		4,053																			
	市債		422,000																			
	市費		402,325																			
			1 児童養護施設等の整備 741,520千円 (1) 民間児童福祉施設整備事業 733,520千円 入所児童への専門的ケアの充実と定員の拡充を図るため、児童養護施設について、新規施設に係る整備費の助成を行います。 また、老朽化した「いそごハイム」を民設民営で再整備するための整備費を助成します。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設種別 (本年度実施内容)</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> <th>しゅん工 予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(仮称)川和児童ホーム</td> <td>児童養護施設 新設(工事)</td> <td>都筑区 川和町</td> <td>30人</td> <td>平成 23年度</td> </tr> <tr> <td><いそごハイム の移転・再整備></td> <td>母子生活支援施設 新設(設計・工事)</td> <td>港南区 野庭町</td> <td>20世帯</td> <td>平成 24年度</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	施設種別 (本年度実施内容)	所在地	定員	しゅん工 予定	(仮称)川和児童ホーム	児童養護施設 新設(工事)	都筑区 川和町	30人	平成 23年度	<いそごハイム の移転・再整備>	母子生活支援施設 新設(設計・工事)	港南区 野庭町	20世帯	平成 24年度
施設名	施設種別 (本年度実施内容)	所在地	定員	しゅん工 予定																		
(仮称)川和児童ホーム	児童養護施設 新設(工事)	都筑区 川和町	30人	平成 23年度																		
<いそごハイム の移転・再整備>	母子生活支援施設 新設(設計・工事)	港南区 野庭町	20世帯	平成 24年度																		
			(2) 民間児童福祉施設機能向上支援事業 8,000千円 入所児童の養育環境の向上を図るため、必要な修繕、改修に係る経費を助成します。																			
			2 里親推進事業 26,371千円 里親の拡充を図るため、ホームページやポスター掲出などによる広報活動や、里親希望者への研修の実施、里親へのヘルパー派遣等を実施します。																			
			3 ファミリーホーム事業<拡充> 167,292千円 家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業について推進を図ります。 (1か所増・計8ホーム)																			
			4 自立援助ホーム事業 49,087千円 義務教育終了後の施設等を退所した児童に対して、共同生活の中で就業支援等、自立のための支援をします。																			
			5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 60,531千円 (1) 横浜型児童家庭支援センター 養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、既存の児童家庭支援センターが担ってきた相談機能に加え、短期預り等必要なサービスをコーディネートするなど「手を差し延べる」機能を拡充した「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。 (横浜型児童家庭支援センター 実施施設：1か所増・計3か所)																			
			(2) 子育て短期支援事業 既存の児童福祉施設を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。 (子育て短期支援事業実施予定施設数：5か所)																			

20	ひとり親支援・DV対策事業		<p>1 ひとり親家庭等の自立支援 334,543千円 母子家庭、父子家庭等の自立に向けて、就労支援等を行います。</p> <p>(1) 母子家庭自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。</p> <p>(2) 母子家庭高等技能訓練促進費 看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、全期間の生活費を支給します。</p> <p>(3) 就職支援セミナー・講習会事業 就職支援セミナーや、就職に役立つ資格を取得するための講座を実施します。</p> <p>(4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就労支援を柱とし、養育費の取決め等の専門相談、夜間電話相談等の自立支援事業を実施します。</p> <p>(5) 在宅就業支援事業<新規> <u>IT関係の在宅就業に必要な訓練を実施し、その間の生活を支援するため訓練手当を支給します。</u></p> <p>(6) 日常生活支援事業 等</p>
本 年 度		千円 450,918	
前 年 度		229,073	
差 引		221,845	
本年度の財源内訳	国	80,538	
	県	207,493	
	その他	558	
	市 費	162,329	
<p>2 DV被害者等対策事業 116,375千円</p> <p>(1) DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実</p> <p>ア DV相談支援センター<新規> 区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、<u>こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて一つのDV相談支援センターと位置付けます。</u></p> <p>イ シェルター等における自立に向けた支援<拡充> DV被害者等が地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間に配慮しながら職員が専門的に支援します。 (実施施設：2か所増・計5か所)</p> <p>ウ 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。</p> <p>エ 母子生活支援施設退所後のフォロー支援 母子生活支援施設に、フォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行うほか、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行います。 (実施施設：6か所)</p> <p>(2) 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談支援等を行います。 (実施施設：4か所)</p> <p>(3) 女性緊急一時保護施設補助事業 民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。 (実施施設：3か所)</p>			

22	児童扶養手当等		1 児童扶養手当 9,143,879千円 ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。 平成22年8月から父子家庭も支給対象となりました。 【対象】 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満）までの児童の養育者 【手当額】 全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 9,850円～41,710円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円 【支給月】 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。 【月平均児童数】 29,934人
	本年度	千円 10,295,141	
	前年度	10,443,920	
	差引	△ 148,779	
本年度の財源内訳	国	3,047,959	2 特別乗車券の交付 1,151,262千円 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与するため、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。 <u>事業の見直しを検討するため、利用実態等の調査を実施します。</u> 【対象】 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯 ※世帯に1枚交付 【交付見込数】 18,649人
	県	—	
	その他	20,000	
	市費	7,227,182	

23	母子寡婦福祉事業 (母子寡婦福祉資金会計)		事業内容 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本年度	千円 631,712	1 対象者 (1) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (2) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方 2 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金) 3 貸付利子 無利子又は年利1.5% 4 償還について 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 初期滞納者への納付案内業務を、電話納付案内センターへ委託します。 <新規> 5 貸付限度額（例：修学資金…第1学年・自宅通学） 私立高校：30,000円／月額 私立大学：54,000円／月額
	前年度	918,856	
	差引	△ 287,144	
本年度の財源内訳	市債	—	
	貸付金収入	607,682	
	その他	30	
	市費	24,000	

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

